

WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について

令和4年8月23日
文化庁著作権課**第42回著作権等常設委員会（SCCR）結果概要**1. 日程

令和4年5月9日（月）～5月13日（金）

2. 概要

今次会合は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第41回会合と同様に、対面参加とオンライン参加のハイブリッド形式で開催された。議題としては、これまでと同様に放送条約、権利の制限と例外、その他の議題についての議論が行われた。

3. 各論(1) 放送条約

ア. 経緯等

1998年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たなルール（条約）の策定を目指して議題化され、2007年以降は、一般総会のマנדート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））にしたがって議論が行われている。重要事項に関する加盟国の合意を条件として2020/2021期間中の外交会議開催を目指す、との勧告が2019年の一般総会において採択され、近年、重要事項とされる（i）保護対象、及び、（ii）与えられる権利に関する議論が中心に行われていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、第40回会合、第41回会合では、実質的な議論は行われなかった。

イ. 議論の概要

今次会合（第42回会合）では、約2年半ぶりに新たな議長テキスト（会議資料¹ SCCR/42/3）が示された。本議長テキストは、会合の活動が通常に戻ったときの議論の基礎としての位置付けであり、前回のテキスト（会議資料² SCCR/39/7）で、複数並列的に記載された代案を統合して、代案のない形のテキストにしたものである。

本議長テキストの主な特徴点は、以下のとおり。

- ・「放送」（broadcasting）の定義から、「コンピュータ・ネットワーク上の送信は除く」という文言が削除された点。

※「放送機関」の定義からは、インターネット専用の配信事業者は排除されている。

¹ 第42回SCCR会合の各会議資料

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=69311

² 第39回SCCR会合の各会議資料

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=50425

- ・異時送信を含む全ての放送信号／放送前信号を義務的保護とした上で、「排他的権利」による保護、又は、その代替である「他の適切かつ効果的な保護」を選択可能にした点。
- ・エンフォースメントの一般的な規定に加え、「他の適切かつ効果的な保護」を選択した場合に、コンテンツの著作権に基づく「独占的ライセンス」が権利行使できるようにする等の所定の法制化を義務付ける規定が追加された点。

本議題では、各国のオープニングステートメントが行われた後、議長テキストについて、起草者からの説明があり、各国と起草者の間で質疑が行われた。

質疑における各国からの指摘として、「放送」(broadcasting)の範囲が広く明確化が必要であること、異時送信の保護期間の始点の議論が必要であること、異時送信における「stored programmes」は、実質的にコンテンツ保護であり、義務的保護の対象として適切か議論が必要であること、「適切かつ効果的な保護」が具体的にどのように機能するかについて更に明確にする必要があることなどが示された。

我が国からも、本議長テキストについて、これまでのコンセンサスに反して保護範囲が過度に広がっており、いくつかの点で懸念がある等の指摘を行い、本格的なテキスト交渉の前に、更なる明確化と議論が必要である旨述べた。

また、今後の進め方について、議長から、本議長テキストを議論するための3日間の技術会合の開催(2022年10月中旬)が提案されたが、コンセンサスは得られず、技術会合は開催されないこととなった。

今後、本議長テキストについては、各国等からの意見等を踏まえて修正され、次回会合(第43回会合)で更に議論が行われる予定である。

(2) 権利の制限と例外

ア. 経緯等

著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005年以降、議題化されている。現在、(i)図書館とアーカイブのための制限例外と、(ii)教育、研究機関等のための制限例外が議論対象となっている。両議題とも、既存の枠組みを超える新たな国際的枠組み(特に、法的拘束力のあるもの)は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

イ. 議論の概要

アルジェリア(アフリカグループ代表)より「例外と制限に関する作業プログラム案」(会議資料SCCR/42/4)が提案され、作業プログラム案に含まれていた項目のうち、オンライン授業等における国境を越えた環境での著作物の利用に関する専門家等によるプレゼンテーションを実施すること、教育、研究及び文化遺産の保存を支援する法律及び政策の作成を支援する技術支援プログラムの指針となるツールキットを開発することについて合意がなされた。他の項目については、コンセンサスに至らず、次回会合で、アフリカグループによる修正等を踏まえ議論することとなった。

(3) その他の議題について

ア. デジタル環境に関連する著作権の分析

第41回会合で示された調査報告（会議資料³ SCCR/41/2-4, 6-7）に基づいて、調査を担当した専門家からプレゼンテーションが行われた。また、GRULACグループにより、次回会合で、半日の情報セッションを行うことが提案され、異論は出なかった。

イ. 追及権

議長より、専門家によるプレゼンテーションも予定していたが、今回は時間的制約から、この問題を取り扱わない旨説明された。

ウ. 舞台演出家(theater director)の権利保護

事務局より、舞台演出家の保護に関する調査は、次回会合まで継続して行うこととし、今次会合では、この問題を取り扱わない旨説明された。

エ. 公共貸与権の調査

第40回会合において、シエラレオネ、マラウイ、パナマを共同提案国として提案されたものであり、提案趣旨は以下のとおり。

- ・各加盟国（特に途上国）が公共貸与権について学ぶ機会を提供したい。
- ・条約策定や常設議題化を目指すものではない。
- ・調査は独立プロジェクトとしてWIPO事務局によって行われる。

今次会合では、共同提案国から、改めて提案趣旨の説明が行われたが、議長は、公共貸与権に関する提案について、現時点では、コンセンサスが得られているわけではないとし、次回会合で引き続き議論されることとなった。

4. 情報セッション

COVID-19 パンデミックが著作権エコシステムに与えた影響に関して、「クリエイティブ産業に与えた影響」、「教育・研究・文化財機関に与えた影響」について、調査報告⁴に基づき、それぞれ専門家からのプレゼンテーションが行われた後、パネルディスカッションが行われた。本セッションでは、デジタル化が進展したことを好意的に捉える発言があったほか、ゲーム産業においては増収が見られること、デジタル化は人種の壁を越えられること等のメリットが紹介された一方、アーティスト等の減収が各分野でみられることから、政府による財政支援の必要性を強調する発言があった。また、義務教育へのアクセスの不均衡といったデジタルデバイドの問題や、出版分野では海賊版被害の問題があることも紹介された。

5. 今後の予定

来年（2023年）は、2回のSCCRの通常会合が開催される予定。

³ 第41回SCCR会合の各会議資料

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=63929

⁴ The Impact of the COVID-19 Pandemic on Creative Industries, Cultural institutions, Education and Research

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/copyright/en/wipo_cr_covid_19_ge_22/wipo_cr_covid_19_ge_22_study.pdf

第 63 回 WIPO 加盟国総会結果概要

1. 日程

令和 4 年 7 月 14 日（木）～7 月 22 日（金）

2. 経緯等

WIPO 加盟国総会は、WIPO 全体に関わる事項についての最高意思決定機関である。今次総会は、感染症対策のため、対面参加とオンライン参加のハイブリッド形式で開催され、SCCR からの報告等が行われた。

3. 結果概要（著作権関連の議題のみ）

SCCR の活動について、事務局からの報告があり、その後、各国からステートメントの発出が行われた。放送条約については、我が国を含む多数の国々が議論を進展させることの重要性を指摘した。その一方で、法的にも技術的にも複雑な問題を扱う放送条約について、検討に時間が必要であるといった慎重な発言もみられた。

権利の制限・例外については、先進国側から、法的拘束力のある枠組みの設定に反対する発言があった一方で、開発途上国や NGO の多くは、同議題を重視している旨の発言を行うとともに、アフリカグループの提案に係るワークプランの提案を歓迎・支持する発言を行った。

最後に SCCR に議論の継続を指示する決議案について承認された。